令和5年3月定例教育委員会会議録

令和5年塩尻市教育委員会3月定例教育委員会が、令和5年3月23日、午後1時30分、塩 尻総合文化センター大会議室に招集された。

会 議 日 程

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長報告

- 報告第1号 主な行事等報告について
- 報告第2号 4月の行事予定等について
- 報告第3号 後援・共催について
- 報告第4号 市議会3月定例会報告
- 報告第5号 塩尻市社会体育意識実態調査の結果(最終報告)について
- 報告第6号 令和5年塩尻市立学校の休業日に係る専決報告について
- 報告第7号 教育委員会事務局4月1日付人事異動について
- 報告第8号 長野県公立高等学校入学者選抜の結果<非公開>

4 議事

- 議事第1号 奈良井伝統的建造物群保存地区における特定物件の追加及び保存計画の 変更について
- 議事第2号 塩尻市文化財保存活用地域計画について
- 議事第3号 塩尻市教育委員会個人情報保護に関する条例施行規則を廃止する規則
- 議事第4号 学校職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令
- 議事第5号 学校職員の指導上の措置について<非公開>

5 閉 会

〇 出席委員

教育長 志 教育長職務代理者 碓 井 赤 羽 高 邦 雄 委員 林 夕 香 委員 徳武あゆ子 小 委員 甕 岡山

〇 説明のため出席した者

こども教育部長 太 田 文 和 生涯学習部長 胡 桃 慶 \equiv 熊井美恵子 下 こども教育部次長 生涯学習部次長 田 高 秋 (教育総務課長) (社会教育スポー

ツ課長)

こども課長 竹 中 康 成 平出博物館長 小 松 学

 家庭支援課長
 植
 野
 敦
 司
 市民交流センター
 上
 條
 史
 生

 長(図書館長)

 主任学校教育指導
 村
 上
 啓
 文化財課長
 中
 村
 琴
 江

〇 事務局出席者

教育企画係長 佐藤智樹

1 開会

赤羽教育長 皆さん、こんにちは。本年度最終の定例教育委員会です。先週ですが、市内各小中学校において、卒業証書授与式が厳粛な中挙行されました。明日は市の保育園の卒園式であります。天気予報を見ますと、以前は雨でしたが明日は曇りという天気予報に変わっております。

年長つばめ組さんは、毎日卒園式の練習を重ねてきました。参列される保護者の皆様は、 我が子の堂々とした振る舞いを目の当たりにし、幼かった頃のことを思い出したり、堂々と 歌う姿を頼もしく感じたりと、子育ての醍醐味を感じる1日になるのでしょう。卒園・卒業 する子どもたちは、園・学校での思い出や新たな地での希望を胸に巣立っていきます。全て の子どもたち最優先で御尽力いただきました教育委員の皆様、教育委員会事務局の皆様、そ して現場の教職員に心より感謝申し上げます。

それでは、ただいまから3月定例教育委員会を開会いたします。よろしくお願いします。

2 前回会議録の承認

赤羽教育長 次第に従いまして2番、前回会議録の承認について事務局からお願いします。 **佐藤教育企画係長** 前回、2月定例教育委員会の会議録につきましては、既に御確認をいただいております。本会議終了後にご署名いただきますのでよろしくお願いいたします。

赤羽教育長 よろしいでしょうか。

[「はい」の声あり]

赤羽教育長 それでは、そのようにお願いいたします。

3 教育長報告

赤羽教育長 3番、教育長報告に入ります。私からは2点報告させていただきます。

1点目です。2月27日ですが、塩尻市公民館活動報告会が、この建物の1階講堂で行われました。この報告会は、各公民館主事の皆さんが1年間の活動の中から、特色ある行事や活動を報告し合い、今後の活動に生かしていくといったことが大きな目的であります。公民館長さんも多数参加していただきました。

今年度で3回目となり、百瀬市長、石坂副市長などの助言者からコメントを頂きました。 そして今回ですが、中央公民館で半年間、社会教育実習を受講した松本大学の学生さんの実 習報告もありました。主な活動を紹介します。タイトルですが「子どもをコロナから守る夏 休み 公民館開放 児童館と分散」、夏休み宿題応援隊、ふるさと歴史講座。「木曽・長野県 の星 大道久司君の現在まで ~大関誕生秘話 そして、未来へ~」と題した安藤先生の講 演会。そばづくり体験、米づくり体験、広丘平和学習、天体観測会、どんぐりプロジェクト、 サマースクール公民館などでした。

子どもたちに関わる公民館活動というのが多く企画されていることが分かります。助言者からは、「子どもの頃の原体験は、地域への愛着につながる。公民館は、地域で最も身近なものだが、まだ知らない人もいる。知ってもらい、活動参加してもらって新たなつながりが生まれる。公民館にとって主事さんの存在が大きい。館長とともに楽しんで活動を進めてほしい」などの意見が出されました。

北小野公民館の丸山主事の発表の最後の場面で、こんな写真をプロジェクターに映されました。これは、両小野中学校の生徒と地域の方の交流の姿であります。丸山主事は、この写真を掲示しながら、「私は、北小野の人々が、この写真のように小中学生と関わっていく活動をさらに進めていきたい」と語っていたのが私はとても印象に残っております。

来年度こそ、コロナ禍前にあった夏祭り、花火大会、子どもたちが参加できる体験活動を、 コロナ下の中でありますが、上手に対応しながら公民館または分館等で地域の皆様とともに 進めていってほしいなということを願った会でありました。

2点目です。読まれた方もいらっしゃると思いますけれども、市民タイムス3月 11 日土曜日の「市民のひろば 口差点」というところに、タイトルで分かったのですが「カリヨンが鳴る学校」というタイトルの投稿がありました。御紹介いたします。

カリヨンが地元の中学校のシンボルとなっている。桔梗ヶ原の大地に立つ校舎屋上から、カリヨンが朝と夕に鳴り響き、登下校の生徒を優しく包む。校歌には、このカリヨンが盛り込まれている。作詞は詩人の金井直さん、作曲は岩河三郎さん、お二人によって作られた三部合唱曲は、詩といい曲といい、味わい深い。私が最初に聞いたのは学校の式典である。体育館いっぱいに広がる生徒たちの若さ溢れる斉唱、ハーモニーは身が震えるほど感動的だった。詩は「カリヨンが鳴る 桔梗ヶ原に時は流れ 葡萄を育てる 時は流れ 緑の大地に奈良井川は流れる」と続く。この校歌は、生徒の父母や見知らぬ世界の人々への時空を越えた愛、美しい郷土、自然への愛着が主題となっている。生徒たちに心の歌カリヨンが鳴り響き、幾多の試練を乗り越え、より豊かに逞しく大きく育ってほしいとの願いが込められている。カリヨンが縁となって本校コミュニティ・スクール活動に携わって、4月から8年目に入る。校長先生をはじめ教職員、コーディネーター、地域の関係者など皆が協働し、生徒たちの社会を生き抜く力を備える活動を進めている。活動の真ん中に位置する生徒たちとの交流は、この上なく楽しく、互いに多様な学びを積み重ねることができた。早くも3年生が巣立つ時がそこまで来ている。卒業しても、時にはカリヨンが鳴る校歌を口ずさみ、夢に向かって力強く歩んでほしい。心からエールを送る。

こんな内容でございました。書かれたのは、塩尻市広丘堅石、薄田利秋さんです。薄田さんは、広陵中学校コミュニティ・スクールの学運協の会長さんです。毎朝登校ボランティアもされていまして、子どもたちからたくさんの元気をもらっていますと、いつも私に話してくださいます。私はこの記事を読ませていただき、気持ちのよい朝のスタートが切れました。以上、2点について報告いたしました。

それでは、各委員、それぞれ参加された行事や事業についてお気づきの点等ありましたら、 ぜひ御発言をいただきたいと思います。私からは以上であります。では、よろしくお願いし ます。

碓井教育長職務代理者 冒頭、教育長からお話がありましたけれども、本年度、市内小中学校

の卒業式が無事終わったということで、本当におめでとうございました。

特に、中学3年生の皆さんは、入学時から休校という状況だったのではないでしょうか。 そのような戸惑いの多いスタートをして、通常とはかなり違う学校生活を3年間送ったという状態だったと思います。現在は大分コロナも収まってきている感じですので、4月からの新たなステージでは、通常に近い活動ができるかと思います。そういう中で、今までの経験、コロナ禍での学び等も生かしながら、自己実現に向けて一層頑張っていただくことを願っております。

1点、コロナ対応に関連して、文科省から新しい指針が出たという報道もありましたが、 4月からの学校生活の中でのマスク着用や、グループ学習や合唱等の集団での活動の仕方、 また給食時の対応について、市としてはどのような方向で行くのかということを教えていた だければと思いますのでお願いします。

赤羽教育長 ありがとうございました。卒業式に関わってございますでしょうか。

徳武委員 卒業式に今年は出席してまいりましたが、マスクは本当に歌のときだけで、在校生、 保護者はもちろんしているのですけれども、卒業生は入場、退場、それから壇に上がってい るときも、みんなマスクなしで、本当に久しぶりに生徒の顔を見ることが出来ました。

皆さん、とても晴れ晴れとした良い顔で、卒業するのは寂しいですけれども、これから向かっていく中学校に思う気持ちというのも、表情からもとても伝わってくる気がしました。 校歌斉唱のときですか、マスクでしたけれど、校歌も4番まであるのですけれど全部歌って、私も初めて4番まで聞きました。とてもよい卒業式でした。

まだマスクの生活はしばらく続くと思うのですけれども、要所でこのような形で外して、 メリハリをつけてやっていくのが一番いいのではないかなと、感じました。以上です。

- **赤羽教育長** ありがとうございます。では、職務代理者から質問がありましたことについて回答を、教育総務課長お願いします。
- **熊井こども教育部次長(教育総務課長)** 文部科学省の通知を受けまして、3月20日に学校 へ市教育委員会としての方針をお示ししてございます。基本的には国の方針と同じで、児 童・生徒及び教職員については、学校教育活動に当たってはマスクの着用は求めないことを 基本としますが、職務代理がおっしゃったように、給食のときはどうするかなど、具体的な 部分につきましては、来週、臨時の校長会を開催しますので、その場で校長の意見をお聞き しながら決定していきたいと考えております。
- **碓井教育長職務代理者** 先ほど、徳武委員から、マスクについてはメリハリを持ってやっていくのがいいのではないかというお話がありました。その点、私もそうだなと思います。その辺り、一人一人の実態とか考え方は様々だと思いますので、そんな点も大事に、指導をしていっていただければと思います。
- **赤羽教育長** ありがとうございました。では続けて、もし関連するようなことがありましたら 出していただければと思います。
- **徳武委員** 学校の関連でお願いします。以前、ほかの委員さんからも話があったのですけれど、通学路の点検ということで、近所の保護者の皆さんと子どもを交えて今度通う中学校まで歩いてみました。距離が遠くなるものですから、そういった下見も兼ねて実際の通学時間帯に往復して、違う道も通ってみたのですけれど、何点か気になる点がありまして、お伺いしたいと思います。

通学路の歩道に色が塗られているところがあると思うのですけれども、あの色が剥げてしまっているところが何か所かあったりですとか、個人のお宅なのですけれど、やぶが茂っていて道に飛び出していたりですとか、ちょっと危ないなと思うところが何点かありました。また、道路に堆積している泥で色が見えなくなっていたりする場所もあったのですけれど、これをどこで誰に伝えて除去してもらうのか、それともPTAの人たちが作業でやるのか、その辺がちょっとよく分からないものですから。

もちろん、PTAでやったほうがよければ作業でやればもちろんいいと思いますし、市にお願いするところがあればお願いしたほうがいいかと思うのです。もしくは、学校にお願いしたほうがいいのか。保護者の皆さん、その点をどこに言えばいいのだろうねと疑問に思っていました。そういった点、お伺いできればと思います。以上です。

赤羽教育長 関連して、よろしいでしょうか。

では、今の件に関しまして教育総務課長お願いします。

熊井こども教育部次長(教育総務課長) グリーンベルトのことでしょうか。

徳武委員 はい。

熊井こども教育部次長(教育総務課長) 市では都市計画課が担当しております。こちらから 都市計画課対応可能か確認いたします。

徳武委員 ありがとうございました。

道も細いものですから、グリーンベルトのところを本当は歩いたほうがいいのでしょうけれど、例えば行くときは左側通行になってしまうとか、子どもも悩むところがあったのですよね。だけど、そこを通らなければいけないけれど、でも実際はは右側に行ったほうがいいのではとか、親もみんなで、どうしたらいいかと言っているところが何か所かありました。可能な範囲で、指導があればなお良いかと思いました。よろしくお願いします。

赤羽教育長 息子さんは、どんな感想を。

徳武委員 とにかく遠くなるので、大変だなという感想です。お友達と行くのですけれど、やっぱり距離が長いから、途中で、ふざけたりすると朝は車も多いですし、道も狭いので、朝はこういう感じで危険なのだなということ分かってもらうために、登校の時間に行ったのですけれど、やっぱり車の通行量が多いというのが一番です。そうですね、本当に慣れるのが大変だなというところですね。

碓井教育長職務代理者 そのことに関連して。私、以前区長をやらせてもらったことがあります。日にちは少し先になってしまうのですけれども、地区PTAと区長や地区の役員との地区懇談会というのが大体夏休み前くらいにあったかと思います。そのときにPTAの方から、今言われたような内容について、かなり意見を頂いたという経験があります。そのとき要望されたグリーンベルト設置は次の年になってしまったのですが、都市計画課にお願いをして、実際は都市計画課と地区の住民で協力してペンキを塗ったのですけれども、そんなこともありました。

日にちはちょっと先になりますけれども、PTA 地区懇談会もそういう要望を出す大事な場になるかと思います。御利用いただければ。

徳武委員 分かりました。ありがとうございます。

赤羽教育長 続いて、委員の皆様からございますか。

小林委員 3月7日の新聞の記事からなのですけれども、強度行動障害の方に対して市から補

助金が出るという記事を読みました。経費の9割、上限が90万円ということで、少ないなと思いつつも、でも、全くないよりはこういう援助があればいいのかなと思いました。ありがたいことだと思います。

この記事によりますと、市内に27人の強度行動障害の方がいらっしゃるとはっきり記載されていました。1つ伺いたいのは、それは在宅をしている方に限りなのか、それとも施設に入っている方も含めてなのかをお聞きしたい。

あと、こういう補助というものとは別に、私の知り合いでも、うちの子はそんなに障がいが重くないから大丈夫だよねと、こういうふうにはならないと思っている親御さんが結構いるのです。けれど、強度行動障害というのが、障がいが重いから必ずなるわけでもなくて、軽いけれどもなってしまう方も中にもいるわけなので、予防法というか対策をどのようにしていったらいいのかがとても大事なことです。

なってしまったのを治していくというのは大変難しいというか、治療法もないと言われています。27人いらっしゃるとことがはっきりしているのであれば、どういうときにどういうふうに、どういうことが起きてどうなっていったか、追跡と言いますかそういうことをする。大体中学校、高校のときに何かをきっかけとしてなるということが多く言われています。その情報を、小学校の高学年くらいから、思春期は気をつけたほうがいいのだよ、という警鐘を鳴らしていくような形で、こういう援助というものを両面からしてもらいたいなということをすごく感じました。

私も、そういうことを知人から聞いていたので、自分の息子が中学のときが、今考えると 一番危なかったなと思います。そういうふうに、やはり親のほうの心構えと言いますか、そ ういうことをちゃんと知っているのと知らないのでは違う。

どこに相談したらいいか、どこへ助けを求めたらいいか、どういう対応がいいのか、そういうことを情報として、障がいが重い軽いにかかわらず、あったほうがいいと思ったので、お願いしたい。2点についてお願いします。

植野家庭支援課長 新聞の内容につきましては、一般質問では西條議員の質問にお答えした内容を踏まえたものであろうかと思います。そちらの当時の 27 人の詳細ですとか、そういったところは我々も承知していないので、福祉課になるのですけれど。年齢は、幅広い層で把握している 27 名ということになろうかと思います。

委員御指摘のとおり、強度行動障害については、そこに至るまでというか、周りがきちんと理解をして、どういう環境設定をすればいいのか、それは関わる皆さんそうだと思いますけれども、家庭ではどういう環境調整をしたらいいのかとか。あと、お子さんの心の持ちようですとか、そういったところを丁寧に見ていくことがとても大事だなと思っています。

我々も実際に、そういう子どもの時期ですと、関わる場面がありまして、福祉課とも協力 しながらやっていくところではあります。サービスの提供ですとかそういったところは、福 祉課のほうにお願いすることが多いのですけれども、我々としても、そういった面でお困り になったときとか、行動が強化されないように対応していくことが必要だと思っていますの で、関係者と協力して、理解も含めて対応していきたいと考えています。

小林委員 子どもが小さいときから親御さんたちを脅してはいけないのですけれど、でも、本 当につまづいたときに気をつけないといけないということを、情報として知っていただける ように周知していただきたいと思います。よろしくお願いします。 赤羽教育長 ありがとうございました。

甕委員 教育長からの御報告もありました、2月 27 日の公民館活動報告会に出席した感想です。各地区の公民館の活動と役割がとてもよく分かりました。中でも、第1次産業をテーマにした取組にはとても感心を持ちました。ソバ、お米、大豆、ワイン、お酒など、今、世の中が、無理して食べなくていいよとか、無理して何々しなくていいよという中で、私達が食べるものがどのように作られて、どれだけの手間暇がかかっているのか、実際に関わり知ることで、食育といった観点でもとても素晴らしい活動だと感じました。また、このような取組は、不登校支援などで取り入れられているものでもあり、今後のさらなる発展が楽しみでもあります。

ただ、1点残念なことは、先月のコミュニティ・スクールの市民集会についても同じことを言ったのですけれど、やはり周知というかアナウンスというか、幅広い人たちに来ていただいて知ってもらうこと。やはり公民館活動、今、役員のなり手もそうですけれど、なかなか見つからないという話も聞いています。ただ、本当に地域が一体となってそういった子どもたちに対する支援という意味だけではないですけれども、とてもいい活動をたくさんの人に知ってもらうということはすごく大事なことだと思います。

聞きに来ていた人たち、大体 20 人くらいでしたか、少ないですよね。とてももったいないなと思いました。池内さんもおっしゃっていましたけれど、You Tubeに載せるとか、今後は活動報告の仕方を考えていったほうがいいのかなというふうに思いました。以上です。

田下生涯学習部次長(社会教育スポーツ課長) 貴重な御意見ありがとうございました。会の最後に、中央公民館から発言がありましたとおり、来年は休日開催であるとか、池内館長から御提案のありましたYou Tube発信など、様々なツールで多くの方に知っていただけるように取組を進めてまいりたいと思います。ありがとうございます。

赤羽教育長 よろしいでしょうか。そのほかは、ございますでしょうか。

碓井教育長職務代理者 先月の協議会のときに市の教育センターから、令和4年度の特色ある学校づくりに向けた取組という、厚い冊子を頂きました。頂いたものは、市内の各学校の教育課程や、学力向上への本年度の取組をまとめた冊子ということになるかと思いますが、そのことについて少し触れさせていただければと思います。

冊子を読ませていただくと、各学校ではそれぞれの学校教育目標の実現に向けて、グランドデザインという形で教育活動を計画し、学校評価計画に沿ってPDCAサイクルを生かした取組をされていました。こういう取組は、とても時間がかかって大変かと思いますが、様々な教育活動を丁寧に評価し、改善しながら教育活動に取り組んでいるからこそ、楽しい学校づくりが進んだり学力向上が図られたりしていると、そういうふうに感じました。

先月の定例教育委員会で、市の不登校児童生徒の支援に係る基本的な考え方等が出されましたが、不登校等のお子さんの支援に係る内容も、その冊子の中で触れている学校もありました。グランドデザインの中に記述されている場合もありましたし、評価の中で触れている場合もありました。学校によって実態や考え方に違いがあると思いますが、私は、不登校児童生徒の支援については大事な課題だと思いますので、意識して位置づけていただいて、支援についてきちんと振り返っていただくことがよいのではないかと、そんなふうに思います。ここからは質問も含めてなのですが、冊子の中で市の教育センターから出された資料に、

中学校の不登校支援コーディネーターについての記述がありましたが、不登校支援コーディネーターという言葉を私は初めて聞きましたので、どんな人がどんな活動をしているのか、このような方はどの学校にも配置されているのか等について、お聞きをしたいと思います。また、ある中学校の保護者アンケートについての意見・回答という中に、学校生活に不安や心配がある場合、担任以外にはどこに相談すればよいか、窓口を分かりやすくしてほしいという質問があって、学校からは、学校要覧に記載しているということと、具体的に4人ほどの名前を記述した回答が載っていました。市内小中学校の相談窓口は、一般的にどうなっているのか、それをどう保護者に知らせているのか等についてお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

赤羽教育長 村上先生、お願いします。

村上主任学校教育指導員 それでは、お願いいたします。不登校支援コーディネーターについてですが、学校によって呼び方が異なるところもあるかと思います。例えば不適応支援コーディネーターなどです。ここ何年か前から、私がまだ現場にいる頃から、塩尻市内各校でコーディネーターを置こうということで進めてきておりまして、全校に置かれています。特別な方がなるというよりも、特別支援教育コーディネーターと同じように、今いる職員、教員の中からコーディネーターを決めて、その方を中心にした不登校支援に取り組んでおります。あと、保護者アンケートの相談窓口の件ですけれど、今、塩尻市内、相談窓口を示すということで、保健室ですとか、学校によっては校長室等も相談窓口として示されています。多くの学校で言われていることは、担任、養護教諭、あるいは校長、教頭、一番相談しやすい先生に相談をしましょうということが、今、市内では多くの学校で、言われておりそのような形で保護者や子どもたちに利用されている状況でございます。

もう1点、不登校についての振り返りに関わってですが、グランドデザインにも不登校を 文言として盛り込んでいる学校がございますが、今年5月に全校に対して、不登校に関わる 対応のグランドデザインを作成してもらいました。それは、PDCAサイクルを生かしたに のっとっている形になります。来年度も継続してやってまいりたいと思いますので、本年度 のものを振り返ったところで、来年度また新たに不登校に関わるグランドデザインを、14校 全部で作成していただいて進めてまいりたいと思っています。

赤羽教育長 では、続けてお願いします。

碓井教育長職務代理者 ありがとうございました。課題に対して的確な対応をされているという感じを持ちましたので、今後の活動に御期待申し上げたいと思います。相談窓口については、先月の定例教育委員会で示された市の不登校児童生徒支援に関わる基本的な考え方等の中にも記述をされていたと思いますので、その辺、なかなか保護者の皆さん、そういう窓口を知るということが難しい現状もあるかと思いますので、一層大事に取り組んでいただければと思います。以上です。

赤羽教育長 ありがとうございました。

甕委員 教育委員会が管轄かどうか、ちょっと分からないのですけれど、松本市の筑摩野中学校のPTAが今年度で解散するというニュースがありました。PTAに長いこと関わってきた者としましても大変驚いたと同時に、ついにこの時が来たかなと思いました。実は、私も5年前に組織改革を提案して、PTAは会長、副会長、学級会長のみで構成し、活動は全てエントリー制にしようと学校側に提案したのですけれど、結局意見をまとめることが出来ず、

大きな改革まで至りませんでした。

今、全国各地でPTAの組織の改革や見直し、また、その任意団体ゆえの問題等が多く聞かれます。そこで、これまでも塩尻市の教育委員会に保護者の方がPTAの入退会について問い合わせ等、御意見とかあったと思うのですけれども、どのようなスタンスで行くのかとか、回答をするのかというのがもしあれば、お聞きしたいなと思いますし、逆に、それはもう学校にお任せしているということなのかということを、教えてほしいなと思います。

佐藤教育企画係長 塩尻市内では学校からPTAを解散したいという話は、上がってきていませんが、活動に対しては負担があるという話も聞こえてきます。

来年度の市のPTA連合会の活動は、コロナの影響で少し縮小等したことについては、この機会に見直して、PTAの活動自体を変えていこうという話も出ていると聞いています。 市のPTA連合会と話をして、今後、一緒にPTAの在り方を考えていきたいと思っている ところです。

甕委員 これから各校PTA総会があります。やはり会長さんたちが今すごく心配しているのが入退会についてだと思うのです。PTAに関しては学校によってルール等がばらばらですので、そのルールについて、保護者が直接教育委員会に意見を言って来る人もいたと聞きます。もし今後もそのようなことがあった時の対応ですが、今まで通り、それぞれの学校でお任せしますとか、各PTAにお任せしますというスタンスであれば、それはそれで私はいいと思っています。ですので、、こうでしょう、ああでしょうという助言はしなくてもいい、はっきり言って、その態度だけしっかりしておいてくれればいいと思っています。

私もどちらかというと、既存のPTA組織が反対で、組織を変えようと思ってやっていた派でした。やはり、全てボランティア・エントリー制という形で行けると思うのですよね。なので、そういったことも今後考えられるということで、少し頭の片隅に入れておいてもらえればいいのかなという、そんな話です。

赤羽委員長 そのほか、ございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、次に進みます。

〇報告第1号 主な行事等報告について

赤羽教育長 報告第1号、4月の行事予定についてお願いします。資料1ページから3ページです。それでは、事務局より説明をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

上條市民交流センター長(図書館長) 生涯学習部行事報告のうち、図書館と市民交流センターについて報告いたします。1ページの中段、2月19日日曜日、「目指せ!図書館マスターステップアップ講座」3回目を開催いたしました。これは、「目指せ!図書館マスター」を修了した小中学生を対象にしたステップアップの講座ということで、初の試みでございました。内容のところにありますように、第1回目で中高生の図書館利用をどのようにしていくかというテーマを決めまして、図書館マスターを終えた子どもたちが図書館員と一緒に調査をし、この課題をどのように図書館として対応していけばいいかという提案を頂き、ワークショップ形式の講座を行いました。

この第3回目には、各グループがそれぞれに考えた提案をしてくださいまして、それを教育長、部長、私が聞きまして、それに対して評価や助言をしました。

小中学生が中高生の図書館利用をどうするかという、とても自分たちに身近な話題、自分たちの将来、図書館をどのように利用していくかというような視点での提案でございまして、例えば図書館で学習に関するイベントを開催したらどうかですとか、あるいは図書館にあるDVDを使って、中高生の関心がある上映会を開催してはどうかですとか、あるいはLINE用に図書館のオリジナルのスタンプを作って、図書館の楽しさをお伝えしたらどうかですとか、様々な意見を頂きました。この中で実現につなげられそうなものもありますので、今後の図書館運営に生かしていきたいと考えているところでございます。

成果欄にありますように、信濃毎日新聞、市民タイムスにも記事として取り上げられまして、この記事に対して市民からの評価する寄稿などが掲載された経過もございました。来年 度以降も取り組んでいきたいと考えております。

その下、第10回こどもアトリエタウンを、2月25、26日の土日に開催いたしました。10年目を迎えるこのイベントですけれども、塩尻市及び近隣の市町村で活動している美術作家の皆さんに企画をお任せしまして、体験型のアートイベントとして開催をしたものでございます。参加者数欄にありますように約750人、2日間で大変多くの親子連れが参加をしていただきまして、芸術、創作活動の魅力を体験していただいたというイベントでございます。私からは以上です。

赤羽委員長 ありがとうございました。続けてお願いします。

植野家庭支援課長 続きまして、こども教育部の行事報告をお願いいたします。 2月 20 日になりますが、引きこもりを支える家族学習会ということで、総合文化センター 3 階にてセイムハート代表の山田起由さんをお招きし、引きこもりの理解と家族の対応ということで御講演をいただきました。前半については、御本人でありましたり、御家族、本人の気持ちであったり御家族の状況等について御理解いただくために、お話をいただきました。後半については、座談会という形で行いまして、講師のほうから話題を振りまして、それに対して参加者が経験を語るというような方法で、山田さんが主宰されているような家族会の体験として学ぶことができました。

山田さんですが、拠点が岡谷でございまして、こちらで家族会を開催されていますけれど も、後半、参加していただいた皆さんにも声をかけていただいて、また家族会を開催するの で参加してほしいというようなお話も頂きまして、我々としても引き続き、山田さんと協力 関係の下で家族会を開催していきたいと考えております。

赤羽委員長 ほかはよろしいでしょうか。それでは、委員の皆様からこの中身につきまして御 質問、御意見ありましたらお願いいたします。

小林委員 今、発表はなかったのですけれど、3月4日に国際女性デーイベント、名前が去年まではウーマンフェスティバルだったと思うのですけれども、ここ何年かやっていただいていると思います。様子を見てきて思ったことです。3月8日が国際女性デーだということを知らせたいイベントなのか、それともそこから女性の体とか仕事とか、いろいろなことを考えてもらいたいということなのか、ちょっとテーマがはっきりしない。ただ展示していて、いっぱい文字が書いてあって、自由に見てくださいという感じ。それで講堂では幾つかブース、お店が出ていて、半分は障がい者の方の作業所が出店しているというような形だったので、ここは何のイベントをしているのだろうというのを、私の中ですごく疑問に思ったのです。

いろいろな市町村とか県とか、東京のほうでやっているのを見ると、今年のテーマは女性の体を守るということと、仕事と両立みたいなことがテーマとなっていました。テーマがはっきりとすると、どういう方に来てもらいたいかというのがはっきりすると思います。ここに 78 名の参加とあるのですが、実際に関係者ではなくて純粋に来た方というのは、多分半分くらいなのではないかと私は思うのです。ただ、やっていますというイベントではなくて、もう少しターゲットを若い女性とか、それこそ高校生とか大学生に向けてチラシを配るなり広報なりをしていただいて、本当に考えていただくという機会にしていっていただきたいなと思いました。

時期的なものですけれども、高校の卒業と重なっていたりしていて、かつ周りで何のイベントもやっていないので、人が来ないのは当たり前だなというような感じでした。主催している方も、人が来るたびに何かすごく安堵したような感じで、「どうぞ、どうぞ、入ってください」と周りを歩いている人に対してやっているので。

そうではなくて、例えば半年くらい前にレザンホールの地下で絵画展があったのですけれ ど、そういう女性の絵画展をコラボしてやるとか。もうちょっと時期をずらして、3月は女 性の体を考える月間ともなっていますので、開催時期は記念日にこだわらずに、本当に多く の方に女性について考えましょうということを提案するようなイベントにしていっていた だきたい。ここ数年見させていただいて、ちょっと変えていただいたほうがいいのかな、な んてことを思ったので、提案をしたいと思いました。以上です。

田下生涯学習部次長(社会教育スポーツ課長) 御意見ありがとうございました。昨年はコロナで中止した経過もございますので、私も今年初めて参加させていただいた状況です。委員がおっしゃるとおり、目的とかはっきりしない部分が確かにございますので、私としては、ここで無理してやるイベントではないと認識も持ちましたので、来年以降、在り方も含めて検討させていただきたいと思います。

赤羽委員長 小林委員、よろしいでしょうか。

小林委員 はい、お願いしたいと思います。

赤羽教育長 提案ありがとうございます。そのほか、いかがですか。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

〇報告第2号 4月の行事予定等について

赤羽教育長 それでは、次の報告第2号に入ります。資料4ページ。全員に関わるものは、3 日の着任校長辞令交付式、10日の校長会、20日の奨学生選考委員会、27日の定例教育委員会・協議会であります。見ていただきまして、何か御質問等ありましたらお願いいたします。 よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは、次に進みます。

〇報告第3号 後援・共催について

赤羽教育長 報告第3号、後援・共催についてですが、資料5、6ページです。御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

小林委員 44番のソトイク祭をちょっと見させていただいてきました。そのときに、塩尻市の 教育委員会が後援してくださったのでとても活動がしやすくて、それぞれの保育園・幼稚園 のほうにも広報をしていただいたので、本当に盛況でたくさんの方が来ていました。いい会 になっているなと感じました。大変感謝され、お礼を言われてしまいました。報告しておきます。

赤羽教育長 よろしいでしょうか。ありがとうございます。

〇報告第4号 塩尻市議会3月定例会報告について

赤羽教育長 続いて報告第4号、塩尻市議会3月定例会報告についてですが、資料は7ページ から29ページまであります。それでは、事務局から説明をお願いします。

熊井こども教育部次長(教育総務課長) それでは、資料7ページ、資料No.4をご覧ください。令和5年塩尻市議会3月定例会に係る教育委員会関係の報告になります。提出議案につきましては、条例案件5件、予算案件2件、人事案件1件でございました。いずれも、2月21日に提出され、3月17日の本会議において提案どおり可決されております。なお、条例案件5件及び予算案件2件につきましては、いずれも前回の2月定例教育委員会で御説明しておりますので省略させていただき、人事案件1件については担当課長から御説明いたします。一般質問及び委員会審査の概要につきましては、各部長から御説明いたします。

赤羽教育長 社会教育スポーツ課長、お願いします。

田下生涯学習部次長(社会教育スポーツ課長) それでは、資料8ページをお願いいたします。 議案第 12 号人権擁護委員の候補者の推薦についてでございます。人権擁護委員法第6条3 項の規定によりまして、議会の意見を求めたものでございます。2番、概要でございますが、 10名の委員のうち、吉田地区担当の齋藤幸男氏が6月30日に任期満了になることに伴いまして、赤羽稔氏を適任者と認め、推薦することについて議会の同意を求めたものでございます。次ページ、9ページが略歴書となっております。説明は以上です。

赤羽教育長 生涯学習部長、お願いします。

胡桃生涯学習部長 それでは、資料 10 ページをお願いします。市議会 3 月定例会に係る教育 委員会報告を行います。

初めに、生涯学習部に関わる分でございます。本会議の代表質問では1名の議員から質問がございました。質問と答弁について報告いたします。番号1、2番とも、古畑秀夫議員から、市パートナーシップ制度の導入について、長野県で制度の導入を予定しているが、市長の考えは、また、制度に関する啓発はどのように進めていくかとの質問がありました。

初めに、百瀬市長からの答弁内容です。本市としては、県内市町村と共に提供できる行政 サービスの検討を進め、全県的な取組として、性的マイノリティの方々の人権を守り、性別 に関わらず市民一人一人が個人として尊重され、多様な性や生き方を認め合う社会を実現し ていくことが重要であると考えている。とお答えしました。

2点目に関しましては、東京オリンピックやコロナ禍を経る中で、ジェンダー平等など急速に人々の理解や各自治体での制度設計が進んでいる。パートナーとして届出がされ、受領証が発行された際の行政サービスとしては、公営住宅への入居が可能になるなどが考えられる。今後も性的マイノリティの方々が差別や偏見にさらされることがないよう、市民理解に向けその時々の情報発信、また啓発活動を継続していきたい。と答弁しております。

続きまして 11 ページでございます。社会文教常任委員会においての質問でございます。 番号1番、永田公由委員から、人権擁護委員の候補者の推薦について、人権擁護委員を2期 で退任される方が多いが、何か取り決め等があるのかと尋ねられ、市で特に定めているもの はない。長くお勤めいただきたいが、本人の都合などにより交代している。とお答えしております。

次に資料 12 ページ、予算決算常任委員会では、議案第 23 号令和 4 年度塩尻市一般会計補正予算第 11 号に関し、番号 1、 2、 3 共に赤羽誠治委員から市民交流センター管理諸経費の高次エネルギー消費最適化設計に関し、委託を行う業務の令和 5 年度一般会計予算についての詳しい内容、また委託する設計業務の内容、併せて空調設備は更新時期なのかの 3 点について御質問がありました。

新年度予算に工事費は計上しない。国の補正予算の公募があった段階で、令和5年度予算を補正し対応する。市民交流センターの設備のうち、照明のLED化、空調設備の更新、併せて太陽光発電・蓄電設備の設置を主な内容とした工事設計を委託するもの。財源として、環境省の補助事業「地域レジリエンス・脱炭素化を同時実現する公共施設への自立・分散型エネルギー設備導入推進事業補助」の活用を見込んでいる。現在の空調設備は開館以来、更新を実施しておらず13年目に入っている。通常、機器の耐用年数は10年程度だが、本設備は年間を通じ昼夜を問わず稼働しているため、運転時間が長く、近年、空調設備に不具合が生じ修繕で対応している。今回、入替工事を実施し高効率の空調設備に更新するもの。と答弁しております。

それを受け4番、牧野直樹委員から、入札は既に行っているのか。とお尋ねがあり、

入札はこれからである。国の補正予算による公募がされた時点で申請を行い、補助事業の 採択を得た上で、明許繰越等の事務手続きが済み次第、入札、執行の見込みである。とお答 えしております。

続きまして5番、西條富雄委員から、令和5年度予算に関連し、大桑村図書館との図書館 システムの共同利用と図書の貸出しの2点について質問がありました。

木曽郡大桑村図書館が新図書館を開館する際、塩尻市で運用している図書館システムを共同利用したいという申し出があり、それを受け、負担金を頂きシステムの共同利用を行っている。利用者情報は各館で管理し、図書館の資料は相互貸借で運用している。また、大桑村図書館の利用者が直接、塩尻市立図書館に来館した場合でも、共通のカードで本を借りることができる。と答弁しております。

次のページ、9番、牧野直樹委員から、体育施設整備事業に関し、新年度予算資料の市長マニュフェストに掲げられている、市営野球場の整備200万円で何を行うのか。また、市営野球場の在り方について検討は進めるか。の2点を尋ねられました。

200 万円については、内野の土を入れ替え、不陸の整備を実施するもの。球場の在り方については、6次総で検討することとしている。建替え、移転する場合の場所など、内部で検討を進めている。と答弁しております。生涯学習部に係る報告は以上でございます。

太田こども教育部長 続きまして、こども教育部に関する一般質問の概要について御報告いたします。一般質問につきましては、12 人中 8 人の議員から質問を頂いております。 3 歳未満児の保育料無償化に関することや、元気っ子応援事業、子どもたちの安全対策、不登校児童生徒の支援についてなど、幅広く質問を頂いておりますが、主なもののみ報告させていただきます。

14 ページになります。初めに1番、山﨑由美子議員からは、通学路の安全対策について、 通学路における安全対策のソフト面とハード面についての質問になります。なお、同様の質 問を上條元康議員からも頂いております。

答弁といたしましては、対策としては、ハード面では信号機や横断歩道の設置、「ゾーン30」の指定、「グリーンベルト」の設置などを行っている。また、ソフト面では、子どもたちに対する交通安全教室の開催や、教員による登下校指導、コミュニティ・スクールによる見守り活動など、安全確保に努めていることを答弁しております。

次に2番から4番、上條元康議員からは、子どもたちの安全について、小中学校の防犯カメラの設置状況、通学路合同点検の状況、卒業式、入学式のマスクの着用についての質問になります。

答弁としましては、小中学校の防犯カメラの設置状況については、平成 19 年度に市内全小中学校に合計 58 台の防犯カメラを設置しており、その後、平成 24 年度から 25 年度にかけて機器の更新を行っているが、機器の老朽化も進んでいることから、今後計画的に更新していきたいこと。それから、卒業式、入学式のマスクの着用については、基本的な対応として文部科学省の通知に沿って卒業式を実施するよう指示するとともに、マスクの着脱を強制することのないよう、子どもたちの心情に配慮するようにお願いしております。

次に 15 ページ、5番及び次ページ6番の中村議員からは、不登校対策について、不登校 児童生徒の家庭で望まれる支援と民間支援団体との連携についての質問になります。

答弁としましては、不登校の要因は様々であり、個々に応じたきめ細かな支援を継続的に実施する必要がある。御指摘の、もっと家庭に踏み込んだアウトリーチ的な支援も必要と考えるが、児童生徒や家庭の主体的な行動をやさしくサポートする支援など、個々のケースに合わせた幾つかの支援の選択肢が必要と考える。昨年度は、子と親の心の支援員を増員し、多様な人材を配置することにより相談体制の強化を図るとともに、支援の選択肢を充実させていきたいことを答弁しております。また、民間支援団体との連携については、フリースクールやNPO等と積極的に協力・連携していくことは重要と考えており、不登校児童生徒の個性や希望などを尊重しながら、多様な学びの機会の確保を図っていきたいことを答弁しております。

次に 16 ページ、7番、石井勉議員からは、子育て世代に選ばれる地域の創造について、コミュニティ・スクールよる特色ある学びのキャリア教育への効果やICT教育の進捗についての質問になります。

答弁では、コミュニティ・スクールを通じた子どもたちが主体的に取り組む体験的な活動は、社会を生き抜く力の醸成につながるものであり、本市コミュニティ・スクールが担う役割は、今後もより重要になるものと考える。また、高校における地域連携の形は小中学校とは違うものになるが、自分の将来の夢実現を目指す貴重な場となるので、高校生だからこそできる地域連携を進めていってもらいたいことを教育長から答弁させていただきました。

次に 17 ページ、10 番、西條富雄議員からは、コロナ感染症起因の後遺症について、摂食障害の市内小中学校の状況について質問を頂いております。

答弁では、市内小中学校では、摂食障害が疑われる子どもについて、養護教諭、担任教諭、 学校医が連携し、医療機関への受診など必要な支援を行っている。以前から摂食障害が疑わ れる子や医療機関で診断を受けている子が数名いるが、新型コロナウイルス感染症の影響で 摂食障害が疑われる子が増加したという報告は受けていない。摂食障害の特徴や怖さを伝え ていくことは、未然防止や早期発見、早期対応につながることから、授業も含め、適切な対 応を検討いきたいことを答弁しております。

次に 18 ページ、11 番、山口恵子議員からは、子育て支援政策の実現について、ゼロ歳から 2 歳児の保育料無償化に関して、検討組織の体制、受け皿の確保、財源の確保などについての質問であります。

答弁としましては、ゼロ歳から2歳児の保育料無償化や、家庭で子どもを保育する世帯への支援について、関係部署で組成する子ども子育て推進チームにおいて議論を重ね、具体的な取組などについて検討しており、本年の秋頃までには施策の方向性を決定し、異次元の少子化対策を掲げている国の動向を注視しつつ、適切な時期にタウンミーティング等を行い、市民の意見、要望反映していく。また、3歳未満児のニーズの増加と無償化による新たな需要に対応するため、令和5年度において、令和6年度以降の3歳未満児保育施設の新たな受け皿確保に向けた取組を進め、保育料無償化への足掛かりにしていく。多子世帯の保育料減免については、当面、本市独自の減免制度を継続していくが、ゼロ歳から2歳児までの保育料無償化との関連もあることから、今後、あり方についても併せて検討していくことを市長から答弁させていただきました。

次に 19 ページ、12 番、小澤彰一議員からは、市民の働く環境について、保育士の待遇改善と人員増についての質問になります。

答弁では、市内公立保育園に勤務する保育士に占める正規職員の割合は、約33%となっている。1人の保育士が担当する園児数の上限、いわゆる保育士の配置基準については、園児の年齢ごとに国で定められているが、本市では、国の配置基準よりも手厚く保育士を配置している。この独自の配置基準の下でさえ、保育士自身の休憩時間も十分に確保できない状態が慢性化している。現在、国では保育士の配置基準の見直しについても議論されていることから、その動向を注視しながら、保育士が生き生きと働き続けることができる職場環境の整備に努めていくことを答弁しております。

次に13番、山﨑由美子議員からは、元気っ子応援事業について、事業の目的や取組内容、 具体的な成果、今後の事業展開についての質問になります。

答弁では、元気っ子応援事業は、平成 18 年度に創設され、3つの基本理念を掲げ全ての年中児を対象に行う元気っ子相談やフォローアップ訪問、元気っ子応援チームによる継続支援など、個々のケースに合わせた支援を行っている。具体的な成果としては、就労している現在もチームによる支援で支える事例を提示させていただき、今後はこれまでの事業展開を継続しながら、時代背景やニーズに合った取組を進めていくことを答弁しております。

次に20ページ、社会文教常任委員会の概要について御報告いたします。議案第10号、塩 尻市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する 条例については、2番、永田公由委員から、市内の放課後児童クラブにおいて、バスを運行 しているところはあるかとの質問になります。

答弁では、放課後児童クラブについては、普段のバスの運行はないが、行事等でバスを使用する機会はあるため、児童の所在確認をしっかりしていきたいとしております。

次に議案第9号、塩尻市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、5番、西條富雄委員から、保育園等でバスを運行する場合の乳幼児の所在確認が義務付けられるが、これまではガイドラインなどはなかったのかとの質問です。

答弁では、市内公立保育園の送迎時のバス運行はしていないが、私立幼稚園では運行している。これまではガイドラインはなかったが、安全計画の策定が義務付けられたことにより安全確保につながるものと考えるとしております。

次に 21 ページ、同じく議案第9号について、7番、永田公由委員から、条例では、保育 園等のバス運行に必要な運転手の人数についての規定はないと思うが、現状はどうかとの質 問であります。

答弁では、国からは、運転手のほかに子どもの対応ができる職員の同乗が望ましいことなどについて周知徹底されている。なお、市内幼稚園ではバスを運行する際には保育士が同乗するなど1人では対応していないとしております。

次に同じく議案第9号について、11番、石井努委員から、保育園の安全確認にかかる保育 士の負担は大きいと考える。負担軽減や働き方改革についての取組状況はどうかとの質問に なります。

答弁では、今年度中堅保育士で構成する業務改善検討チームを立ち上げ、策定した業務見 直し骨子案を令和5年度から実施していくとしております。

次に23ページになります。予算決算常任委員会の概要について、議案第15号、令和5年度塩尻市一般会計予算について、2番、3番、小澤彰一委員からは、部活動地域移行推進事業に関して、部活動の教育活動としての位置付けや指導者の資格要件などについての質問になります。

答弁では、部活動は、学習指導要領において、子どもたちの大事な活動として位置付けられているが、授業以外の活動であり、教職員の負担が増している現状があることから、地域と連携し教職員の負担軽減と子どもたちの活動の充実を推進する地域移行推進事業となっている。また部活動の指導者は、部活動指導員と外部指導者があり、時給はそれぞれ 1,600円と1,500円となっている。なお、競技ごとに指導者としての要件が異なるため、中体連において要件が示されている。新たな協議会は令和5年度に設置する予定であるとしております。

次に 24 ページ、5番、赤羽誠治委員からは、同じく部活動地域移行推進事業に関して、 文科系の部活動への対応や地域移行できない場合についての質問になります。

答弁では、文科系部活動についても併せて地域移行を進めていきたい。当初国の方針では、 令和7年度までに地域移行を進めることとしていたが、現在はできるところから進めるよう になっており、地域移行ができなかった場合でも外部指導者が配置されている状態を国は求 めているものと考えるとしております。

次に8番、西條富雄委員からは、教育センター情報教育推進費に関して、文部科学省では タブレット端末を活用して子どもたちの体調管理を行い不登校への対応につながることな どが考えられるが、本市でも研究していただきたいとの質問になります。

答弁では、不登校支援については、翌年度、子と親の心の支援員を増員し、人的な部分での体制を整えた上で、タブレット端末を活用した支援についても検討していきたいとしております。

次に 25 ページ、10 番、青柳充茂委員からは、小中学校特色ある教育活動事業に関して、コミュニティ・スクールによる取組は賛成であるが、教育分野だけでなく部局横断的なテーマとして取り組んでもらいたいが、部長の考えを聞きたいとの質問です。

答弁では、平成26年度の事業創設、平成28年度からのコミュニティ・スクールの導入から、生きる力を育む交付金として取組を進めてきた。学校を地域のよりどころとして地域のまとまりの場となることが、コミュニティ・スクールの一つの狙いでもある。教育委員会としては、地域と力を合わせてコミュニティ・スクールを強力に推し進めていきたいとしております。

次に 26 ページ、16 番、柴田博委員からは、給食運営事業諸経費に関して、米の炊飯加工 委託料を保護者負担としている理由などについての質問になります。

答弁では、学校給食法の規定では、市が負担する費用として、施設整備費用、人件費、修繕費としており、それ以外の費用については保護者が負担することとしている。炊飯加工委託料については、主食であるパンや麵と同様に、加工賃を含むものとして保護者負担をお願いしている。なお、県内19市中、炊飯業務を外部委託している14市では、1市のみが公費負担、13市が保護者負担としております。委員からは、炊飯加工委託料の公費負担の検討を強く要望されております。

次に 27 ページ、20 番、永田公由委員からは、保育所運営費に対して、保育士の会計年度 任用職員数、正規職員への採用についての部長の考えを聞きたいとの質問です。

答弁では、保育士の会計年度任用職員であるパート及び常勤職員数は378人である。保育士の正規職員採用に当たっては、経験者枠を設けて毎年数名の採用をしている。なお、正規職員の採用については、職員定数がある中で全体のバランスを取る必要があるので、総務人事課とも協議していくとしております。

次に 28 ページ、24 番、山口恵子委員からは、保育所運営費に関して、保育士の働き方改革のアンケート結果、業務改善の内容についての質問になります。

答弁では、アンケート結果から、負担感が強いものとして、書類に関すること、行事等に関すること、ICT活用に関することなどが挙げられている。業務の見直しについては、翌年度以降、骨太の方針に基づき具体的な取組を進めるが、既に書類関係について新しい様式の活用を進めているとしております。

次に 27 番、牧野直樹委員からは、児童福祉施設防犯対策事業に関して、入札不落もあり 本年度実施できなかった防犯カメラ設置工事について、部長の考えを聞きたいとの質問と厳 しい指摘になっております。

答弁では、管理職としての業務のスケジュール管理ができていなかったことは大きな反省 点であり、御迷惑をおかけしたことをお詫びする。今後、職員のマネジメントをしっかりや っていきたい。工事費の上昇については、機器の見直しに加え、物価高騰の影響を受けたこ とによるものであるとしております。

次に 29 ページ、29 番、山口恵子委員からは、子どもの未来応援事業に関して、県が行ったヤングケアラーの調査や教職員向けの研修計画についての質問になります。

答弁では、調査の中で、相談を希望した子どもについては、学校を通じて確認をした。きょうだいの世話をしている子もいたが、ヤングケアラーの認識も低い中では、早急に支援が必要な子はいなかった。ヤングケアラーを含め児童虐待予防の観点から、今後も関係者への研修等を開催していきたいとしております。

次に 31 番、樋口千代子委員からは、元気っ子応援に関して、中高生の友人関係や親子関係の築き方への課題を認識しているが、どのように考えているかお聞きしたいとの質問です。

答弁では、中高生の段階で、生きにくさを抱えている子もいると感じている。フォローアップ訪問や高校訪問を含め、引き続ききめ細かな対応をしていきたいとしております。私からの説明は以上です。

- **赤羽教育長** ありがとうございました。それでは、委員の皆様から御質問、御意見ありました らお願いします。
- **甕委員** 11ページの1番の人権擁護委員の関係なのですけれども、実際にどんな人がどんな内容で相談を受けて、委員 10 人いるのですけれど、どういった対応をされているのか、教えていただきたいなと思います。
- 田下生涯学習部次長(社会教育スポーツ課長) 10名の委員、各地区に1名ずつおります。人権擁護委員につきましては、所管が法務省になりまして、松本法務局を活動の主体の場とする中で、総合文化センターで月1回人権よろず相談であるとか、学校にSOSレター、子どもたちが何か人権問題でいじめだとか、そういった困ったことがあったらお手紙をくださいというものを配布いたしまして、そちらを法務局経由で人権擁護委員が実際回答の作文をして、子どもに回答させていただくというような対応をさせていただいております。

任期につきましては、1期3年で活動していただいておりまして、先ほど議案にもございましたとおり、任期を満了する中で交代したいという方については、それぞれ議会の同意を得まして法務大臣に推薦をさせていただいているものでございます。

- **甕委員** 基本的にはボランティアなのですか。
- **田下生涯学習部次長(社会教育スポーツ課長)** 市からは一切報酬は出ておりませんし、法務局のホームページ等を見ますと、人権擁護委員はボランティアで活動している皆さんですということで掲載をされております。
- **甕委員** どちらかというと問題解決するというよりはお話を聞くというスタンスのような感じですか。
- 田下生涯学習部次長(社会教育スポーツ課長) そうです。
- **甕委員** ありがとうございます。
- 赤羽教育長 小林委員、経験者で一言。
- **小林委員** ほぼボランティアですけれども、お金のことを話しますと、法務局のほうから交通費とか、あと松本支局のほうに行って相談業務をやったとき、会議に出たときの交通費という形で年間に6万円ぐらいの支給があったかと思います。

行く回数は人によってまちまちですが、松本協議会の部会が4つあって、その中でも子ども部会などに入って部長になったりすると年に30回以上行かなければいけない、部員でも年に十何回は行かなければいけないような、所属する部会によっては活動日数にかなりの差が生じます。

結構活動はいっぱいありますが、塩尻市のほうから委託されるときは、年に5回ぐらいですよというような説明でした。年に5回というのは塩尻の部会が5回ぐらいということで、活動内容はもっと多彩で、地区担当としての活動もあります。5回ぐらいだったというような、最初の説明など詳しくはない、不適切だなと思います。

赤羽教育長 よろしいですか。そのほかはありますか。

小林委員 その件についてなのですけど、毎回言わせていただいているのですけれども、11 ページの人権擁護委員を2期で退任される方が多いのは、やはり年齢が関係していると思いま

す。今回も推薦していただいた方が70歳ということで、70歳を超しているからいけないとかいうことではなくて、前回入っていただいた方は次期部会長をしてくださるというぐらい意欲的に活動に参加してくださっている方もいらっしゃいます。しかし年齢とともに体調管理という点で、私が去年6月で退任した後、10名中2名の方が体調不良で活動を休止していたのです。8名で活動を賄っていたということをこの間総会の後の集まりでお聞きしました。塩尻市内での活動は8人でもそう難しくはないと思うのですけど、松本協議会と一緒にやるときは、休んでいる部会に誰かが必ず代わりに行って活動しなくてはいけないということが生じてきますので、やはり年齢的なことというのはとても大事なのかなということを感じます。専任されるときにもう少し検討していただいたらいいのかなと思います。残っている委員に結構負担が行っていましたので、御検討いただけたらと思います。

- **田下生涯学習部次長(社会教育スポーツ課長)** 前回も同様の御意見を頂いておりまして、どういった形がいいのかということで研究は進めさせていただいております。ただ、各地区1 名という体制を崩さない限りなかなか難しいのかなというところもありますので、慎重に検討していきたいと思っています。
- **赤羽教育長** ありがとうございました。別のところでありましたらお願いします。
- **徳武委員** 21 ページの公立保育園の送迎時にタブレット端末を活用しているところなのですけど、タブレットを活用して園児の登下校を管理しているのですか。どのような感じでやっているかというのが分からないもので、教えていただけたらと思うのですが。
- **竹中こども課長** タブレット端末をお迎えのテラスなどに複数台置いておきまして、保護者が 登園のときに、画面上でクラスを選択すると、自分の子どもの名前が表示されますので、そ れをタッチすると登園となります。帰るときも、同様にタッチすれば降園という形で記録さ れます。
- **徳武委員** 分かりました。では、何時に来て何時に帰ったかということが全部分かるということで、例えば記録がない場合、欠席ですかとか、そういう連絡も入れるのですか。
- **竹中こども課長** そうです。登園する予定なのに来ていない方には連絡を入れます。欠席の場合には、スマートフォンからのアプリで今日は風邪で休みますなど入れると、担任が確認できます。その連絡が無いにもかかわらず登園していないという場合は、県外でバスの置き去り事故もありましたけれども、あの事故もバスの点呼と欠席の連絡の二重チェックができていれば防げたものですので、そういった部分を補っております。
- **徳武委員** ありがとうございました。小中学校とかでは、こういうのはどうなっていますか。 小中学校は普通に電話でよかったですか。
- **熊井こども教育部次長(教育総務課長)** 欠席の連絡につきましては、ホームアンドスクール というツールを活用し、御連絡いただいております。
- **徳武委員** 先生が特にタブレットでチェックするとかはあるのですか。
- **熊井こども教育部次長(教育総務課長)** データ管理できますので、その分業務が楽になった と聞いております。
- **徳武委員** 先生の負担が減るようならとてもいいかと思います。ありがとうございました。
- **赤羽教育長** 以前、電話だとなかなかつながらなかったり、あったのでしょうが、そんな形で 担任に連絡が行くようになりました。

ほかのところは、よろしいでしょうか。

小林委員 今のところに少し関連してというのと、あとところどころ保育士のこととか、保育 に関する予算のこととかがあって、ひっくるめてなのですけど、今のお話に関連して述べた いと思います。私の友人が保育士をしている人が多いのです。

こういうふうにタブレットで出欠席ができるようになって楽にはなった反面、風邪で休むとか何かと連絡するというのは分かるのだけど、以前だったらお母さんとそういうことをきっかけにお話をするという時間があった。そこで少し悩みを聞いたりとか、子どもの様子で、風邪だと言っているけど、最近風邪だけでなくいろいろあるとか。そういうことが情報として入ってきて、それがすごく保育に生かされていたそうです。今はこういうふうに便利になった反面、そういう情報が担任の先生には伝わるのだけど、年齢的に 60 歳で定年を迎え、臨時雇用で入ったりすると全くそういう情報がなくて、若い先生に、あのお母さんとはどうなっているのということを聞いても、よく分からないですという返事が返ってくることが多いようです。

ちょっとうがった言い方をすると、保育士さんたちも、そういったちょっとした疑問とか違和感というものを持たない。言ってみれば質が落ちてしまったような、そういう考えで保育士をしてしまっているのではないかということを彼女たちはすごく気にしていて、そういうことがあるということも、私も聞いていたりしています。

1つには、今いろいろと保育士の質のことでも、もちろん世間からたたかれたりしているので、ちょっとびくびくしているところもあると思います。さらにモチベーションとしては、お給料が安いので、近隣と比べればそう変わりはないということで、よくここでもお話しされるのですけれど、違う職種の同じような女性が働いている、例えば看護師とかと比べるとかなり安いですよね。そういうことを思うと、モチベーションが上がらないのもあるのかなとか思ったりしています。

保育園に関しては無償化とかそういう話も出てはいるのですけれども、各家庭の負担を軽減するということも大事なのですけれども、保育士たちの質を向上させるという意味でも、回せる予算があったら保育士に回してあげて、市の財産として保育士をちゃんと育ててもらいたいというのがある。国としても、いろいろなところでお金を、5万円とか3万円とか出しますよと、各家庭に配る話ばかりなのですけれども、それを子どもに使っていますかというと、もちろん使っている家もあるかもしれないけれど。

もらったものは自分の好きに使っていいわけです、そういうところにお金を回すのでしたら、子どもを育てる支援をする人たちにもう少し豊かになってもらいたいなというのがあります。この資料に出ていたいろいろなことが、私の頭の中では、う~んという感じで聞いておりました。意見でした。

竹中こども課長 ありがとうございます。いろいろな情報が錯綜している中で、また国のほうも異次元の少子化対策という中で、子育て分野でどのようなところに予算を配分するかということが議論されています。我々としては、委員おっしゃるとおり給料が安い保育士の待遇改善というのは大変に大事なところだと思っておりまして、そこにしっかり投資してもらい、保育士が一生涯働き続けられる仕事、魅力ある職場、そういったものを目指して、今、業務改革などを進めています。それには中身も伴わなければいけないですし、待遇面もよくならないと、保育士が定着してこないなと考えております。

また、コドモンとか、ICTを介した保育というのが、やはり浸透はしてきていると、こ

れは事実であります。ICTとアナログをミックスさせて、本当にいいところ、例えばお母さんとのコミュニケーションというのは実際にお会いしてするのは、これにまさるものはないものです。ただ、どうしてもコロナ禍において、保育園に来られない方にとってみれば、ICTツールを使って、状況を伝達してもらう、これは大変有効なものとなりますので、ミックスして活用していきたいと考えております。

- **赤羽教育長** 今年、私と部長と課長で全保育園を回らせてもらいました。実際、園はどうなのかと見ますと、実に丁寧に子どもたちと向き合って、子どもたちもとても満足している。今言われたようなICTとか、その辺は課題があるとしても、園の中で、それから午睡している中でも保育士たちは情報交換をして、この子は次こうしましょうとか、この家の保護者はこんなことを言っていましたとお話しされている姿を、たくさん見てまいりましたので、引き続きできるところは続けていってもらえたらなと思いました。ありがとうございます。ほかはよろしいですか。
- **甕委員** 本当に小林委員のおっしゃることはよく分かりますし、賛成です。ある方が、要は職場の環境とか待遇が悪いから虐待につながるみたいなことをおっしゃっていました。保育士の虐待というのは、私は個人の資質の問題だと思っているので、環境とか待遇が悪いから虐待につながっていますなどというふうには思えません。保育士さんはこれまでも虐待されている園児を発見する勉強はよくされていると思いますが、保育士自身が園児に虐待をしてしまうというような時、どのように気付き、気持ちを転換できるのか、そういった勉強会等をしているのか、教えてもらいたいなと思います。
- **竹中こども課長** やはり保育士も人間ですから、子どもも言うことを聞いて、余裕がある中ではゆったりとした気持ちで保育に当たることは可能だと思うのですが、どうしても受け持つ人数が多くて、ワイワイガヤガヤ、おむつを替えなければいけない、トイレに行かせなければいけない、食事を食べさせなければいけない、そういった環境の中で、切羽詰まってしまい、言葉がきつくなったりとかは、どうしても人間なのであるかもしれません。しかし、そこを抑えて子どもたちが個人として尊重されるように、子どもの権利条約にもある権利を大切にした保育を行わせていただいております。
- **甕委員** クラブ活動の地域移行の問題で、令和5年度から中体連の大会参加の範囲が広がると聞いたのですけど、1つは地域スポーツ団体が参加できる、2つ目に拠点校部活動によるチームが参加できるということなのですけど、聞き慣れない拠点校部活動については、市町村教育委員会の承認のもととありましたけれども、これについて詳しく教えていただきたいなと思います。
- **熊井こども教育部次長(教育総務課長)** 中体連の参加につきましては、一定の条件を満たしているスポーツ団体、合同部活動等であれば参加できることになります。
- **甕委員** 中体連の大会は6月ぐらいでしたか。令和5年度というと4月からなので、詳細は出ているのかなと思いまして。
- 太田こども教育部長 既に1つの学校でチームを作れない学校が出てきておりまして、そういった学校が合同部活動という形でチームを作っています。そこでの活動が県の示す活動の指針、1週間に2日休まなければいけないなどを守ってやっているというのを教育委員会がきちんと認めていけばいいという内容だったかと思います。基本的には、今ある部活動というのは問題なく参加できると思っておりますし、今後地域移行していくに当たって、しっかり

した指導者であるとか活動の状況、そういったものが方針に沿っているかどうか、今後そういったところが引っかかってくる可能性はありますので、そこは我々もきちんと見ていかなければいけないと思っております。

甕委員 合同チームというのは前からあったのですけど、拠点校部活動というのがよくわからなくて。合同チームと何が違うのかなというところ、またそれを教育委員会が承認するとありました。何か複雑で難しいなと思って。校長先生たちがそれを認めて中体連参加を申し込むみたいな形になるのでしょうか?また教えてください。

赤羽教育長 そのほか、よろしいでしょうか。

ありがとうございました。それでは、次に進みたいと思います。

〇報告第5号 塩尻市社会体育意識実態調査の結果(最終報告)について

赤羽教育長 報告第5号、塩尻市社会体育意識実態調査の結果についてですが、資料30ページです。それではお願いいたします。

田下生涯学習部次長(社会教育スポーツ課長) それでは報告第5号、塩尻市社会体育意識実態調査の結果、こちらは最終報告になります。資料にございます対象であるとか調査期間、調査方法、回収率につきましては、中間報告のとおりとなりますので、本日は別にお配りさせていただきました報告書のほうで若干御説明をさせていただきたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

報告書、おめくりいただきまして前書き1ページでございます。3段落目、中段でございますが、この調査は市民の健康体力及び運動スポーツに関する意識や実施状況等を今後のスポーツ振興の施策の参考とするために5年に1回のサイクルで継続的に実施している調査でございます。

ページをお進みいただきまして、3ページをお願いいたします。3ページ、主な指標としております週1回以上スポーツ活動に親しむ市民の割合、こちらは令和5年度を目標50%としておりますが、本年度の調査で本市につきましては47.5%という結果になっております。また、4ページにつきましては性別、年齢、居住地区につきまして記載がございます。

5ページにつきましては、設問4で現在健康だと考えているかどうか、また6ページの設問5では御自身の体力についてどう感じているか、ページ飛びまして8ページ、設問7では1年間に行った運動やスポーツを9ページのほうに集計をさせていただいておりますが、やはりウォーキングに取り組んでいる方が多いというような結果となっております。

設問8が主な指標としております週1回以上スポーツ活動に親しむ市民の割合につながる 設問でございまして、日数を確認させていただいております。

また、13ページにつきましては、運動スポーツについての設問2で今後どのような運動を したいと考えているかなどを聞いておりまして、このほかにも運動スポーツを行う環境等に ついて16項目の設問をさせていただいております。

こちらの結果でございますが、今後詳細に分析をさせていただく中で、来年度スポーツ推進計画の見直しを実施する予定としておりますので、そちらの参考資料とする中でどのような施策を展開すれば市民にスポーツに親しんでいただけるかというところをしっかり確認をする中の検討資料とさせていただくものでございます。報告につきましては以上となります。

- **赤羽教育長** ただいまの報告を受けまして、皆様から御質問、御意見あったらお願いいたします。
- **甕委員** 意見です。全部見させてもらったのですけど、やはり気軽に遊びや運動ができる場所が少ないな、また利用料が少し高いな、そういうことを感じている市民が多いと読み取れました。今後、市民が気軽に利用でき、みんなが安心して遊べる公園・施設等が増えたらいいなと思っています。
- **赤羽教育長** ありがとうございました。そのほかにございますでしょうか。
- **小林委員** 平成元年に健康スポーツ都市宣言をしましたが知っていますかとあって、そうだったんだと、私もそんな感じなのです。そういうことを市のほうで進めている一方で、地区では、地区全体での運動会を今年から廃止しましたとか、令和4年からヘルスアップ委員会を廃止しましたとか、強制的にでも運動をするチャンスがあったものがなくなっていくという感じなのです。何か進めている方向が、市と地域とちょっと違うのではないかなということを感じながら、このアンケートを見させていただきました。以上です。
- **碓井教育長職務代理者** 市民の健康意識の変化とか運動・スポーツについてなど、多岐にわたる調査を冊子にまとめていただいて大変お疲れさまでした。御説明もいただいたわけでありますが、今後は調査結果を参考にしながら、生涯スポーツ社会の実現に向けて諸施策に取り組んでいくということで、このことはぜひ進めていただきたいというふうに思うのですけれども、読ませていただいて、具体的にどんな点を参考にして、どんな方向に行くのかなというところが私自身分かりにくかったものですから、例えばこんな点をこんなふうに生かしていくというような例があったら少し教えていただければ、私としては分かりやすいかなと思いました。
- **田下生涯学習部次長(社会教育スポーツ課長)** 正直、なかなか苦しいところでございます。 どこをどう取って進めていくかというところは、個別の施策の中では難しいところが正直ありますが、こちらを取りまとめるに当たって、教育委員会で委嘱しておりますスポーツ推進協議会と合同でやっております。

これを合同でやることによって、市民ニーズを推進委員の皆さんが的確につかんでいただいたというメリットがございますので、推進委員の皆さんが市全体で行う活動であるとか、各地域で取り組んでいただいている活動の中で、市民ニーズを的確に認識していただく中で取組に生かしていただくのが一番端的には成果として表れるのかなと思っております。市全体としての取組につきましては総合計画との関連もございますので、しっかり検討させていただきたいと考えております。

碓井教育長職務代理者 よろしくお願いいたします。

赤羽委員長 ほかはよろしいでしょうか。ありがとうございました。 それでは、次に進みます。

〇報告第6号 令和5年度塩尻市立学校の休業日に係る専決報告について

- **赤羽委員長** 報告第6号、令和5年度塩尻市立学校の休業日に係る専決報告について、事務局からお願いします。
- **熊井こども教育部次長(教育総務課長)** それでは、資料 31 ページ、資料No. 6 を御覧ください。令和5年度の塩尻市立学校の休業日につきまして、各学校の実情に合わせ、校長か

ら提案を受け、教育長専決により決定しましたので報告するものでございます。表の一番右が授業日になっておりまして、200 日から 205 日までが学校の授業日となっております。説明は以上です。

赤羽委員長 それでは、委員の皆様から御質問、御意見がございましたらお願いいたします。 **小林委員** 学校によって、理由があって長期休みの開始がこういう日にちになっていると思う のですけれども、冬季の塩尻中学校と広陵中学校のお休みが1月4日までで終わりになって います。例えば広陵中学校は、広丘小学校と桔梗小学校が兄弟関係が関わってくると思うの ですけれど、そちらが1月8日と9日までとなって、中学生と小学生と休みがこれだけ違う とおうちの方も大変だと思います。これだけ違うのはどうしてなのでしょう。学校の都合で しょうか。

村上学校教育指導員 入試の関係で早くはなっているのは確かなのですが、これだけ違いがあるのは分かりません。

小林委員 分かりました。

赤羽委員長 小林委員のおっしゃることが、確かにある。あと、学校の大規模改修だとかいろいるで、変わってしまうところも出てくるのですが。

碓井教育長職務代理者 授業日についてですが、私が現職だった頃に比べて、1週間程度日数が減っているかと思います。現行の学習指導要領では、指導内容や授業時数が増えている、そういう傾向があると思いますけれども、行事の見直しだとかICT活用等によって、効率的な教育活動ができるようになったということで、授業日が減っているのは、そんな理由なのでしょうか。

学力が二極化してきていると、そのようなことも聞きますし、子どもたちの理解の仕方も 個々様々だと思いますので、指導方法だとか授業時数も含め、実態に応じて、一層教育課程 を工夫していただくことをお願いしたいと思います。

赤羽委員長 ありがとうございました。そのほかよろしいでしょうか。 それでは、報告のとおり御承知おきください。

〇報告第7号 教育委員会事務局4月1日付人事異動について

- **赤羽委員長** 続いて、報告第7号、教育委員会事務局4月1日付人事異動についてですが、本日お配りした資料のうち、教育委員会別冊資料と併せて御覧ください。それでは、事務局説明をお願いいたします。
- 太田こども教育部長 それでは、本日配付させていただきました別冊資料No.7を御覧ください。教育委員会事務局の令和5年4月1日付の人事異動について、御報告をさせていただきます。

資料1ページになります。今回の人事異動の基本方針になりますが、基本方針①では、令和5年度は、第五次総合計画の総仕上げとなる重要な年として、第3期中期戦略に掲げる施策を完遂する必要がある。また、百瀬新市政が掲げるマニフェスト実現の第一歩となる大切な年度であり、重要施策については、スピード感を持って事業展開を図るとともに、課題にも積極的に取り組む必要がある。このような状況を踏まえ、重要施策等を組織として戦略的に取り組める体制を整え、より質の高い行政サービスの提供につなげられるよう、適材適所の人事配置に努めた。なお、令和5年度は、大規模な組織再編が予定されていることから、

必要最低限の人事異動とした、としております。

次に2ページ、基本方針②、職員体制につきましては、職員の意向調査、人事評価や人事 ヒアリングの結果を可能な限り人事に反映するとともに、職場の実態を考慮して異動の対象 としている。令和5年度から定年延長制度の運用が始まることを踏まえ、再任用職員の配置 については、専門性や経験を生かした戦略的な配置を行う、としております。

次に、4ページになります。人事異動総括表になります。全体では、昇任、一般異動、再任用、新規採用で、合計230人の異動となっており、括弧内の令和4年度の異動数と比較しますと、16人増となっています。

次に、5ページ、事務分担表です。この表の見方ですが、名前にアンダーラインがある職員が転出または退職。その上に枠つき網掛けのある職員が転入または昇任、部内・課内異動を示しております。新規の明記があるものは新規採用職員、再任用の明記は退職後の再任用を示しております。括弧つきの職員は兼務、山括弧つきは育児休業中の職員となります。

それでは、原則としまして、教育委員会に関係の深い係長以上の異動対象者のみを御報告させていただきます。

初めに、生涯学習部になります。社会教育スポーツ課につきましては、社会教育係長の大塩弘嗣が長野県後期高齢者医療広域連合へ派遣で転出し、こども教育部教育総務課主任の清水佳美が係長昇任で転任となります。大門公民館副館長の中野知栄が再任用で総務部税務課に異動し、吉田公民館主事の佐原守が課長昇任で転入。高出公民館副館長の今井厚士が総務部危機管理課長として転出し、議会事務局次長の小澤秀美が転入。宗賀公民館副館長の古畑比出夫が産業振興事業部観光課長として転出し、産業振興事業部農林課長の西窪美彦が転入となります。

次に、6ページですが、文化財課平出博物館、市民交流センターにつきましては、係長以上の異動はありません。

次に、7ページ、市立図書館ですが、副館長の宇治橋多恵が総務部債権管理課長昇任で転出し、健康福祉事業部福祉課長補佐の矢澤昭義が転入となりました。

次に、8ページ、こども教育部になります。教育総務課につきましては、担当課長として、 建設事業部建築住宅課から五味克敏が転入し、学校支援係長の小松義宏が課長補佐に昇任し、 学校運営係の新垣千絵が主査に昇任となります。

次に、10ページ、こども課につきましては、課長補佐の小松恵理子が宗賀中央保育園長として転出し、宗賀中央保育園長の中村洋美が保育園運営係長として転入となります。北部子育て支援センター所長の千葉朋美が広丘南保育園長として転出し、妙義保育園長代理の清水利枝子が転入となります。

次に、11 ページ、家庭支援課になります。こちらも係長以上の異動はありません。また、12 ページは学校関係、13 ページから 15 ページまでが保育園関係、16 ページは市費採用の指導員等配置表となりますので、御確認をお願いいたします。説明は以上です。

赤羽委員長 ありがとうございました。それでは、今の説明に対しましての御意見ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

〇報告第8号 長野県公立高等学校入学者選抜の結果<非公開>

赤羽委員長 続いて、報告第8号ですが、高校入試の結果ですけれども、この報告第8号と議

事第5号は、個人情報を含んだ資料となります。ですので、これは最後に回したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

4 議事

〇議事第1号 奈良井伝統的建造物群保存地区における特定物件の追加及び保存計画 の変更について

赤羽委員長 それでは次に、議事第1号に移ります。議事第1号、奈良井伝統的建造物群保存地区における特定物件の追加及び保存計画の変更についてです。資料32ページから38ページになります。事務局より説明をお願いします。

中村文化財課長 それでは、資料 32 ページをお願いいたします。塩尻市奈良井伝統的建造物 群保存地区保存計画の変更についてお願いします。趣旨としましては、保存条例第5条第4 項に基づきまして、塩尻市奈良井伝統的建造物群保存地区保存計画の変更を教育委員会にお いてお諮りするものです。

内容ですが、保存計画の変更内容となります。奈良井地区のものになります。奈良井の建造物の特定物件になりますが、そちらを保存計画へ追加をしたいというものになります。1件となっていますが、具体的には2棟になります。保存計画では1件と数えていますので、1件と記載をしております。

建物の概要ですが、地区内の伝統的建造物番号が奈良井 103 番、土蔵になります。所在地としてはこちらに書かれておるもので、旧杉の森酒造、現在BYAKUに改修された物件になります。変更後、伝統的建造物群の数は奈良井地区全部で 160 棟になります。

それでは、資料 34 ページをお願いします。物件の説明です。こちらは位置図になりますけれども、この奈良井のBYAKUは中町の中ほどになります。

35ページです。こちらは配置図になります。左手が街道になります。そして主屋がございまして、右側に赤で囲った部分、土蔵①②、こちらが今回新しく追加をしたい物件となっております。土蔵①②は、明治期に建てられたものと推測されております。土蔵①につきましては、かつて、お酒の仕込蔵だったものを、左手、ちょうど赤字で土蔵①と書かれているところがありますが、こちらを麹蔵に今現在、改造しております。そして右手はレストランに改築されております。土蔵②ですけれども、こちらは、貯蔵庫が2つありました。そちらを、左側を男女のお風呂、右側を醸造庫、酒蔵として現在、改築をされております。

細かなところは、36ページの写真になります。土蔵①外部となっておりますが、土壁をそのまま活用しております。そして土蔵①内部です。レストラン棟のみになりますが、2階がありましたが、床を全部取り払い、はりが見えておりますので、はりをそのまま活用しておりますし、柱も当時のものを使っております。土蔵②ですが、こちら外部につきましては、外壁もそのままの状態ですし、その上の土壁もそのままの状態で改築されております。下の②内部になりますが、内部を醸造所として活用しておりますので、こちらもほとんど手をつけずに改築をしている状況となっております。

戻っていただいて、32ページをお願いします。保存計画の変更になりますけれども、宿泊施設の改築で、内部は大きくお風呂ですとかレストラン等の改築されておりますが、外部の改修については、新たに土蔵、土壁に間口が設けられたりしておりますが、見える箇所については、維持補修程度にとどめられています。あと、構造内容については、仕込蔵がレスト

ラン等に改築されておりましたけれども、当時の柱や梁はそのまま残し、あらわになっている状態です。奈良井に残る造り酒屋、醸造蔵として価値が残っているということで、所有者の平野さんの同意も得られましたので、伝統的建造物として特定し、保存計画に追加したいと考えております。

経過としましては、今年度、借主さん、竹中工務店から、この2棟を特定物件にできないかという御相談がありました。恐らく商売的なこと、この全体が特定物件であるということが認められれば、やはり商売、宿泊業としては価値が上がると言いますか、それを売りにできる部分もございますのでしていただけないかという御相談がありました。

所有者の平野さんにつきましても、そこは借主さんにお任せするので特定物件にしていただいても構いませんということで御返事を頂いておりました。その後、書類を整え、現地を確認する中で、先ほど理由のほう申し上げましたけれども、外装・内装とも大きく、今後、もし元へ戻すといえば戻せられる状況でありますし、外の柱も残っております。そういった状況を踏まえて、3月8日に保存地区の審議会に諮問をさせていただいて、現地も見ていただいた結果、特定物件として適当ではないかという答申を頂いております。

本日、教育委員会において認めていただけましたら、今後、保存計画の変更について、教育委員会に告示をしまして、告示の保存計画の変更を文化庁へ報告をする運びとなります。 私からは以上です。

- **赤羽教育長** 説明、ありがとうございました。委員の皆様からの御質問、御意見がありました らお願いいたします。
- **甕委員** BYAKUさんですよね。外側をどうしたいのですか。補強するということですか。 どういうふうにするのですか、保存というのは。
- **中村文化財課長** 補強等はもう既に終わって、もう公開と言いますか活用しております。これ を特定物件という歴史的価値を認めるというものになります。
- **甕委員** 認めたら、どういうことになるのですか。
- **中村文化財課長** まず、税的にはこちらが非課税になります。そして一番は、こういった物件を改築後、恐らく特定物件に指定されるぐらいの改築をしたという、竹中工務店とかそちらのほうの売りになると言ったら何ですが、仕事していく中、そういったこともプラスになると思います。そしてやはり、こういう残し方もできるという一つの例になりますので、こちらについては認めていただければと。
- **胡桃生涯学習部長** 補足させていただきます。そもそも伝統的建造物群保存地区は、例えば奈良井でいきますと、宿場町という形で認定を受けています。特定建築物というものは、この宿場町の景観を構成している建物となります。また傍見、これは歩いて見える範囲の建物で、なおかつ宿場町としての特色をきちんと残している。かつ、年数的には 50 年以上経っているものを特定物件として認定しております。これら建物は、改修等する場合に補助制度があり、また先ほど申し上げた非課税になりますが、奈良井が昭和 53 年に認定を受けた当時は、多くは通り沿いの建物のみを認定したため、通りから見えない土蔵関係は、ほとんど認定されていませんでした。

ただ、BYAKUさんのように、今回、新たに改修をすることによって、裏の土蔵が人の目につくようになりました。そういった状況の変化で、当時の面影をきちんと残している重要な建物を、今後も残していただけることで今回は認定を致しますが、本来は、先ほど申し

た補助制度がありますので、認定を受けてから工事を行うというのが通常の流れです。今回は、既に工事をした後に認定の申し出がありましたが、あくまでも竹中工務店として、補助制度でお金をもらうという目的ではなく、建物を残すという本来の制度の目的に基づき申請がされましたので、教育委員会として、お認めいただきたいという趣旨でございます。

赤羽教育長 よろしいでしょうか。

甕委員 BYAKUさんには、今まで以上に塩尻市を代表する観光施設となっていただきたいと思っています。ものすごく可能性があるので。これは先ほど言ったように、手続きの順番的に、何となく気持ちはよくないかな、という部分もありますけれどね。分かりました。

赤羽教育長 そのほかございますでしょうか。

小林委員 今ので、お聞きしていいですか。例えば外壁を直した後で、ということになって、 今後は、もし外壁がまた壊れてきたら、これを直すのは誰か、どうなるのでしょうか。

胡桃生涯学習部長 基本的には、持ち主の方により直していただくということになりますので、 それに対し、これはしても良い、これはしてはいけない。という奈良井独自の取り決めがあ りますので、それに基づいて直していただく事になります。勝手に建材のサイディングに張 り替えるということはできませんので、例えば壁が落ちたら、壁をきちんと元に戻していた だくという手法であれば、補助の対象になるということです。あくまでも回収を行っていた だくのは、所有者の方の責任でお願いするものでございます。

小林委員 分かりました。

赤羽教育長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。

それでは採決いたします。議事第1号につきましては、原案のとおり決することでよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

赤羽教育長 異議なしと認め、原案のとおり決することといたしました。

〇議事第2号 塩尻市文化財保存活用地域計画について

赤羽教育長 続いて、議事第2号、塩尻市文化財保存活用地域計画についてですが、資料39ページから46ページになります。事務局から説明をお願いします。

中村文化財課長 では、議事第2号をお願いいたします。お手元に説明冊子をお配りしております。こちらが本文になります。前もってお配りしましたものが、概要版となりますのでよろしくお願いします。それでは、39ページからになりますけれども、前回の協議会で説明をさせていただいている部分がほとんどになりますので、省略させていただきます。内容は、大きなところは変わっておりません。若干、文化財の件数の精査をしたりですとか、文章を精査したところで変わったところがありますが、大きなところでは変わっておりませんので、先にお伝えさせていただきます。

趣旨ですが、こちらに書かれているとおり、平成 30 年に改正されました文化財保護法の 改正によりまして、こちらの保存地域計画を策定することが制度化されております。このた び、2年にわたって策定しておりますこの地域計画案がまとまりましたので、内容について 協議をお願いするものとなります。

経過については、(1)から(8)ございます。令和3年、昨年度から始めまして(6)の今年度、定例教育委員会の協議会へお諮りし、その後、庁議、そして議会の社会文教常任

委員会協議会に提出させていただき、今回、文化庁に上げる原案ができましたので、こちらのものとなっています。

今後のスケジュールについては、4月に提出をし、文化庁の認定を7月の予定で進んでおります。

概要版をお願いいたします。40ページになります。計画期間は、令和5年度から14年度の約10年間になります。こちらは第六次総合計画の終了期間と一致しております。

計画の背景と目的についてですが、現在、人口減少、少子高齢化は加速しております。この中で市民の価値観も多様化しており、文化財の維持・継承に係る問題は非常に大きくなっております。そういった中で、市の文化財を後世まで確実に継承するために、文化財の保存と活用の方針と、今後、実施する具体的な事業を定めることを目的として作成をいたしました。マスタープランとアクションプランを合わせたものとなります。

計画の効果になりますけれども、文化財関係の計画は、塩尻市で初めてでございます。ですので、文化財保護におけるビジョンの共有、職員、庁内はもとより、地域の皆様と共有できると考えております。続いて、文化財に関する国庫補助金の優先採択や補助率の加算等ございますので、予算の確保が容易になるのではないかと考えております。

41 ページからお願いいたします。計画ですけれども、本編の計画の1ページの目次を御覧いただければと思います。開いて右脇でございます。目次になります。序章から始まり、第1章から第6章、そして巻末資料、このような流れで策定をしております。

序章では、計画作成の目的と位置づけを記載しておりまして、第1章では、塩尻市の概要になります。自然的、社会的、歴史的環境をそれぞれ述べまして、第2章では、塩尻市の現在ある文化財の概要と特徴。そして第3章では、それらを受けて塩尻市の歴史・文化の特徴を記載しております。第4章では、文化財の保存活用、具体的な内容、今後の基本方針を含め、記載をしております。そして、第5章の文化財の一体的・総合的な保存と活用。第6章、文化財の保存活用の推進体制という流れで作成をいたしました。

概要版にお戻りいただきまして、42ページをお願いいたします。歴史文化の特徴になりますが、2つ挙げてございます。

歴史文化の特徴、交通がもたらした歴史文化ということで、塩尻市内には7つの街道が通っております。非常に多くの街道が通っておりますので、これらを歴史文化の特徴と捉えまして、3つ項目を挙げてございます。

そしてもう1つ、6つの地域ごとの歴史文化ということで、塩尻市は南北に非常に長い市になっております。楢川の合併により、木曽地域と呼ばれたところも含まれておりますので、こういった地域をひとくくりでは歴史文化をまとめることができませんので、それを6つの地域ごとに捉えまして、(1)から(6)、それぞれの地域ごとに特徴と捉えまして、塩尻市の歴史文化の特徴としました。

43 ページです。これらを受けまして、塩尻市文化財に対する将来像はどうしましょうということで検討をしました。「山と川、人とみちの交わりが育んだ多様な歴史文化を感じるまち 塩尻」これを掲げ、計画を推進していこうというものでございます。

そういった中で課題が出てまいりました。保存、活用、基盤整備、大きく3つです。それ ぞれに基本方針を策定いたしました。保存の基本計画は3つ、活用についての3項目、基盤 については2項目ございまして、そして、それぞれのものに対して、一番右端に実施方針と 書いてありますが、こちら基本方針の間違いでございます。本文は直っております。この基本方針に基づき、具体的な措置を実施していこうということで、50余の措置を掲げました。こちらは関係団体から始まり、庁内、様々なところに聞き取り、ヒアリングをいたしまして、50余の措置を事業として挙げました。

44 ページになりますが、こちらは関連文化財群ということで、先ほど特徴を2つ挙げましたけれども、その特徴に基づいて、多様な文化財を特定のテーマやストーリーによってまとめて捉えると、さらに身近な文化財、地域に対する愛着を育むことが期待できるのではないかということで、7つのストーリーを考えました。 I からVIIございます。説明は省略させていただきますけれども、この7つをメインにしまして、こちらに基づく事業を実施しております。

その例としまして、45ページをお願いいたします。こちらは、Ⅲの守り継がれる多様な建築ということでストーリーがありまして、では、その中で課題は何があるのだろう、そして、こういったことを方針として決めてやっていきましょうという流れになっております。そして、それに基づく措置、事業ということで、先ほどの 50 余の措置を挙げましたが、その中で関連する措置を掲載しております。

46ページにつきましては、構成要素の一覧ということで、関連する文化財関係について記載いたしております。この関連ストーリー、このようなものが全部で7つございますので、それぞれのところで措置、構成要素一覧等についてまとめて掲げております。

戻っていただいて 43 ページのところに課題等を設けてございますけれども、まず、こちらを中心に事業を実施し、さらには関連の文化財群の7つの項目を実現すべく、10年計画で進めていく予定になっております。私からは以上です。

赤羽教育長 ありがとうございました。委員の皆様から御質問、御意見がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、採決したいと思います。議事第2号につきましては、原案のとおり決すること でよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

赤羽教育長 異議なしと認め、原案のとおり決することといたしました。

〇議事第3号 塩尻市教育委員会個人情報保護に関する条例施行規則を廃止する規則

- **赤羽教育長** 続きまして、議事第3号、塩尻市教育委員会個人情報保護に関する条例施行規則 を廃止する規則ですが、資料47ページになります。事務局から説明をお願いします。
- **熊井こども教育部次長(教育総務課長)** それでは、47 ページ、資料No. 11 を御覧ください。廃止の理由につきましては、塩尻市個人情報保護条例を廃止することに伴い、廃止するものでございます。

施行は令和5年4月1日になります。なお、こちらの廃止に伴いまして、塩尻市個人情報の保護に関する法律施行条例が新たに制定され、教育委員会につきましては、市の機関として、市の条例で包括することになります。説明は以上でございます。

赤羽教育長 ただいまの説明につきまして、委員の皆様から御質問、御意見ございますか。よ ろしいでしょうか。

それでは、採決したいと思います。議事第3号につきましては、原案のとおり決すること

でよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

赤羽教育長 異議なしと認め、原案のとおり決することといたしました。

○議事第4号 学校職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令

- **赤羽教育長** 議事第4号、学校職員の勤務時間等に関する規程の一部を改正する訓令ですが、 資料48ページ、49ページ、事務局より説明をお願いします。
- **熊井こども教育部次長(教育総務課長)** 資料No. 12 になります。こちらの訓令の改正の理由につきましては、地方公務員法の一部を改正する法律が、令和5年4月1日から施行されることに伴い、必要な改正をするものでございます。

改正の概要ですが、地方公務員定年引上げにより、60歳以降の職員の多様な働き方のニーズに対応するため、定年前再任用短時間勤務制度の導入等に伴い、規定を整備するものでございます。

施行日は令和5年4月1日でございます。説明は以上になります。

- **赤羽教育長** ありがとうございました。委員の皆様から御質問、御意見ありますでしょうか。 **碓井教育長職務代理者** 法律が改正されることに伴って規程を改正されることはいいのです が、この中身の定年前再任用短時間勤務職員というのはどんな制度になるのでしょうか。
- **熊井こども教育部次長(教育総務課長)** 令和5年度から定年が延長になり、2年に1歳ずつ 延びて、65歳まで定年が延長されます。定年前でも、再任用として短時間勤務することがで きる制度になります。
- **碓井教育長職務代理者** 今までやっている再任用短時間勤務職員と同じような働き方が、定年前でもできるということでしょうか。
- **熊井こども教育部次長(教育総務課長)** 定年延長が導入されることにより、定年前でも再任 用の短時間勤務ができることになります。
- **碓井教育長職務代理者** そういうことなのですか。ありがとうございました。
- **赤羽教育長** よろしいでしょうか。そのほかはございますでしょうか。

それでは、採決したいと思います。議事第4号につきましては、原案のとおり決することでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

赤羽教育長 異議なしと認め、原案のとおり決することといたしました。

〇報告第8号 長野県公立高等学校入学者選抜の結果<非公開>

赤羽教育長 それでは、先ほど後に回しました非公開案件等に入っていきます。

<非公開部分削除>

5 閉会

- **赤羽教育長** 長時間にわたりまして大変ありがとうございました。以上をもちまして、3月の 最終の定例教育委員会を終わります。ありがとうございました。
- 午後4時17分に閉会する。

令和5年4月27日	令和	5年	4月	27	日
-----------	----	----	----	----	---

署 名

教	育 長	
同職務	代理者	
委	員	
委	員	
委	員	
記録	職員	教育総務課教育企画係長